

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊備二第337号

令和6年6月25日

各種災害発生時における現場映像の報道機関に対する提供について（通達）

各種災害発生時における現場映像の報道機関に対する提供については、「各種災害発生時における現場映像の報道機関への提供について（通達）」（令和3年3月3日付け熊備二第87号、以下「旧通達」という。）に基づき、災害時に撮影した映像等を積極的に報道機関に提供してきたところであるが、熊本地震などの経験や能登半島地震の発生を受けて、これまで以上に各種災害への対応に係る県民の関心はますます高まっていくことが予想される。

よって、各種災害発生時における被災地住民等への安心感の付与や、第一線で活動する警察職員の士気高揚を図るなどの観点から、引き続き、下記のとおり、警察の災害警備活動等を撮影した映像について、積極的かつ時宜を得た提供に努めることとするので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

## 記

### 1 本通達の対象

本通達により報道機関への提供に努めることとする映像は、各種災害発生時において、警察の災害警備活動や被災状況を、警察用航空機、モバイル型映像伝送装置その他警察の装備資機材で撮影した映像及び「大規模自然災害の発生直後における迅速な情報収集のための取組について（通達）」（令和4年4月7日付け熊備二第232号）に基づく「個人電話機画像収集活動」により撮影した画像（音声を含む。以下「現場映像」という。）とする。

### 2 運用体制

- (1) 現場映像の報道機関への提供については、警察本部長の指揮の下、警備第二課がこれを主管することとし、広報県民課、通信指令課、九州管区警察局熊本県情報通信部機動通信課等との緊密な連携を図ることとする。
- (2) 警備第二課は、報道機関に現場映像を提供するに当たって必要となる映像の録画、編集、点検、提供等の業務を主体的に行うこととし、必要に応じて、広報県民課等関係所属に協力を求めることとする。
- (3) 本通達に基づき現場映像を報道機関に提供することとした場合は、その旨を速やかに警察庁に報告することとする。
- (4) 本県警察に応援派遣された部隊が撮影した現場映像を報道機関に提供する場合は、(3)の措置に加え、その旨を関係する他の都道府県警察に速やかに連絡することとする。

### 3 現場映像の提供方法

- (1) 現場映像の提供に当たり、県警記者クラブ加盟社等に対して映像を一斉に提供するか、又は各報道機関からの要請に応じて個別に映像を提供するかは、個別に判断することとする。

- (2) 報道機関に提供する現場映像は、プライバシーの保護や警察活動における保密の観点から、下記ア～エの要件を満たさなければならない。この場合において、プライバシーの保護及び警察活動に支障を来すおそれのある映像の修正・編集作業については、警備第二課が十分に検討した上で行うものとする。ただし、その内容に応じ報道機関に委託しても差し支えないと認められるものの処理については、報道機関にこれを委託して行わせることも可能とする。
- ア 録画したものに限ること（ライブ映像の送信は行わないこと）。
  - イ 警察職員その他災害対策に従事する者以外の人物を特定できないこと（特定できる場合は、当該者の承諾を得ること）。
  - ウ 警衛、警護、犯罪捜査その他の警察活動に支障を来すおそれのある映像が含まれていないこと。
  - エ 地域住民のプライバシー、遺族の感情等への配慮を欠くものでないこと。
- (3) 現場映像を提供するに当たっては、報道機関が下記ア～エに掲げる事項を遵守することを条件とする。
- ア 販売、宣伝その他報道以外の目的で現場映像を利用しないこと。
  - イ 当該報道機関以外の者に無断で現場映像を提供しないこと。
  - ウ 映像を利用する際には、出典元として当該提供を行った本県警察名を明示すること。ただし、各情報通信部が撮影した映像を利用する場合は、本県情報通信部名も併せて明示すること。
  - エ 映像の著作権は、提供した本県警察に属すること。
- (4) 現場映像は、原則として下記ア、イの要領により提供することとする。
- ア 提供にあたっては、本県警察の情報セキュリティに関する各種規程に従った上で、DVD、USB等の外部記録媒体により、広報県民課を通じて報道機関に提供することとし、用済み後は当該外部記録媒体を返却又はデータを消去させること。
  - イ 提供する場合は、別紙のとおり上記(3)の条件を記載した文書を報道機関に手交すること。
- (5) (2)の要件を満たさない映像が放映された場合、報道機関が(3)の条件を遵守しない場合その他本通達の趣旨に反する事案が発生した場合には、その旨を速やかに警察庁に報告することとする。

※ 別紙（略）